

国と企業の温度差？ 育児・介護休業法

吉岡規子

景気回復の兆しが見えないのに、国は色々と会社に宿題を出し続けています。頭の痛い“少子高齢化”の対策の1つとして「育児・介護休業法」が今年7月に公布、2010年施行です。

中小企業はギリギリの社員数のため、なかなかピン！とこないかもしれませんが「うちは小さい会社だから関係ない」とも言ってもらえません。

さて国がイメージしたとおりに進んで行くのでしょうか？



育児・介護休業法のあゆみ

1975年(昭和50年)7月育児休業法

国・公立学校の女性教師、社会福祉施設の看護婦、保母など女性に限り適用



1991年3月(平成3年)育児休業等に関する法律が成立 1992年4月施行

適用枠の拡大要求が強まり、男女どちらでも育児のために休業がとれることができ、かつ全事業所の労働者に適用する(ただし、30人以下の事業所は3年間の猶予)

- ・満1歳未満の子を育児するための休業を申し出た場合 拒否できず
- ・事業主は育児休業を理由に労働者を解雇することができず
- ・育児休業を取得しない労働者に対し、勤務時間短縮の措置をとる義務等を事業主に課す



1995年6月(平成7年)

休業中の所得保障として、休業前賃金の20%保障する育児休業給付金



1999年(平成11年)4月

～少子高齢化社会の急速な進展と核家族化、共働きの増加等社会的諸条件から配偶者や老親の介護問題も急務～「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改名 全ての事業所に介護休業の制度と保障が義務づけられた

- ・介護休業中の所得保障として、休業前賃金の40%保障する介護休業給付金



2002年(平成14年)4月1日

女性労働者だけが対象だったが男女共通の制度となる

- ・1ヶ月24時間1年150時間を超える時間外労働を制
- ・勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢引き上げ
- ・改正前の義務 1歳未満の子 改正後 3歳未満の子
- ・子の看護のための休暇措置 努力義務



2004年(平成16年)12月8日 2005年(平成17年)4月1日

- ・子どもが1歳6ヶ月まで可能
- ・介護休業の取得回数緩和
- ・介護休業3ヶ月から93日
- ・就学前の子どもを持つ労働者が子どもの病気で看護請求 1年間5日休める
- ・期間の定めのある有期雇用労働者にも拡大
- ・不利益取扱いの禁止

2010年施行決定

短時間勤務制度の義務化
3歳までの子を育てる社員

所定労働時間免除の義務化
3歳までの子を育てる社員

子の看護休暇拡充
小学校前の子 1名5日/1年間、2名以上10日/1年間

パパママ育休プラス
パパママそれぞれが育児休業をする場合は1歳2ヶ月までOK

出産後8週間以内のパパの育児休業取得の促進(ママが育児休業取得中でもOK)

介護のための短期休暇制度創設 1名5日/1年間、2名以上10日/1年間

紛争解決の援助および調整の仕組み等の創設

遵守していない企業の公表制度及び過料の創設

